

【第9報】新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について

厚生労働省公表の「相談・受診の目安」の基準が変更されました

1) 帰国者・接触者相談センター等*に相談する目安

*地域により名称が異なることがあります。

以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。

(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

2) 相談は、帰国者・接触者相談センターの他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

3) 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

この機会に禁煙しましょう！！

1) 保健管理センターでは禁煙のサポートをしています。お気軽にご相談ください。医学部附属病院の禁煙外来への紹介も可能です。禁煙外来は2020年度よりオンライン診療が認められ、禁煙治療をより受けやすくなりました。

2) 日本呼吸器学会、日本禁煙学会、世界保健機構（WHO）では、臨床データを分析した結果、喫煙は新型コロナウイルス肺炎重症化のリスクであるとし、喫煙することを強く呼びかけています。

3) 中国武漢を中心に新型コロナウイルス感染症患者の臨床データを分析した研究では、喫煙者は「人工呼吸器が装着される、あるいは死亡する危険性」が喫煙しない人の3倍以上になることが明らかにされました。

4) 屋内の禁煙所は3密です。この空間でマスクをせずに感染者と数分間過ごすことは濃厚接触にあたります。

5) 喫煙の行為は、ウイルスで汚染された可能性のある手を何度も口元に近づけることになるため、感染のリスクを高めることとなります。

○新型コロナウイルス関連肺炎についての最新情報

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html CDC：

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html>

○新型コロナウイルスに関する Q&A 厚生労働省：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

2020 年 5 月 12 日

保健管理センター長

職員健康管理室長